

男女共同参画会議(第49回)議事録

日時：平成28年5月13日(金) 10:30～11:00

場所：総理大臣官邸2階大ホール

【出席者】

議長	菅	義偉	内閣官房長官
議員	高市	早苗	総務大臣
同	麻生	太郎	財務大臣(代理 坂井 学 財務副大臣)
同	馳	浩	文部科学大臣
同	林	幹雄	経済産業大臣(代理 鈴木 淳司 経済産業副大臣)
同	丸川	珠代	環境大臣(代理 平口 洋 環境副大臣)
同	加藤	勝信	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本	賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	岩田	喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	大塚	陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
同	岡本	直美	日本労働組合総連合会顧問
同	柿沼	トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	勝間	和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	高橋	史朗	明星大学教授
同	辻村	みよ子	明治大学法科大学院教授
同	林	文子	横浜市長
出席者	高鳥	修一	内閣府副大臣
同	牧島	かれん	内閣府大臣政務官
同	高木	宏壽	復興大臣政務官
同	山田	美樹	外務大臣政務官
同	佐藤	英道	農林水産大臣政務官
同	藤丸	敏	防衛大臣政務官
同	萩生田	光一	内閣官房副長官
同	杉田	和博	内閣官房副長官

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について
- (2) その他

3 閉会

【配布資料】

- 資料 1 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（案）
- 資料 2－1 国連女子差別撤廃委員会の最終見解（概要）
- 資料 2－2 国連女子差別撤廃委員会の最終見解（和文・英文）
- 資料 2－3 女子差別撤廃条約第7回及び第8回日本政府報告代表団長 冒頭ステートメント（仮訳）
- 資料 3 女性の政治参画促進について（辻村議員提出資料）

- 参考資料 男女共同参画社会基本法・男女共同参画会議令（抄）

【議事録】

1. 開会

○男女共同参画担当大臣

それでは、ただいまから第49回の「男女共同参画会議」を開催したいと思います。

先生方、大変お忙しい中、足を運んでいただきまして、ありがとうございます。

本日は、重点方針専門調査会で調査検討いただきました「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を議題とさせていただきたいと思います。

今月下旬に政府で取りまとめます「女性活躍加速のための重点方針2016」に盛り込むべき内容について、重点方針専門調査会において重点取組事項の（案）をまとめていただきました。

2. 議題

（1）男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について

○男女共同参画担当大臣

専門調査会長代理であります岩田議員から、（案）について、まず、御説明をお願いしたいと思います。

○岩田議員 資料1

それでは、資料1を御覧ください。1ページ、上段の3つのポツに示しておりますとおり、「第4次男女共同参画基本計画」で強調いたしました、長時間労働に代表される働き方や男性の家事・育児への参画が進まない現状の変革、女性活躍推進法の着実な施行による女性の積極的な採用・登用や将来指導的地位へ成長していく女性の育成などポジティブ・アクションの推進、ひとり親など生活上の困難に置かれた女性への対応や女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現、これらを中心に、来年度予算などに反映することによって、重点的に進めるべき具体策について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対しまして、以下の取組を求めています。

柱は3つあります。まず、1つ目の柱は「あらゆる分野における女性の活躍」です。

「（1）多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革」。以下、山括弧で示しております小見出しを目で追いながら聞いていただければと思います。

＜非正規雇用の女性の待遇改善＞につきましては、同一労働同一賃金の実現、賃金・最低賃金の引き上げのための環境整備による非正規雇用労働者の待遇改善及び正社員への転換について述べております。

2ページにお進みください。＜長時間労働の削減、多様な働き方の推進＞におきましては、労働基準法等の改正案の早期成立、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化、勤務間インターバル規制の導入、時間外労働規制のあり方の再検討。同じページの中段に＜公共調達を利用したワーク・ライフ・バランス等の推進の加速＞、その下<

男性の家事・育児等への参画の促進>、次の3ページに参りまして<女性のキャリア継続のための支援の充実>について述べております。

3ページ中段の「(2)『指導的地位に女性が占める割合30%程度』の達成に向けた参画拡大・人材育成」ですが、政治分野が極めて重要であるという認識です。

<政治分野における女性の参画拡大・人材育成>の第2段落「とりわけ」から始まる段落を読み上げますと、「本年度から女性活躍推進法が完全施行され、民間企業などにおいて、数値目標の設定を含めた事業主行動計画の策定、公表などが進んでいることを踏まえ、各政党において、候補者等に関する同様の取組や、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制などポジティブ・アクションの導入についての検討などが行われますよう、政党に働きかけを行うべきである。」と述べております。

そのほか<行政分野における女性の参画拡大・人材育成>についても述べております。

4ページに進みまして、いわゆるリケジョの育成。その下<組織トップの女性活躍へのコミットメントの拡大>。さらにその下<将来指導的地位に就く女性の人材育成策の抜本的充実>。このページの最下段ですが<資本市場における女性活躍に関する評価の促進>。

5ページに入りまして、<地域における女性活躍推進><女性起業家への支援><農山漁村における女性リーダーの育成>について述べております。

6ページ、第2の柱です。「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」と題しまして、暴力の根絶、ひとり親、震災などについて述べております。

6ページ中段の「(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶」ですが、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは女性活躍の前提となる基本的な課題であるとの認識のもとで、<性犯罪への対策の推進>のためには「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の設置促進、<ストーカー事案への対策の推進><配偶者等とからの暴力の被害者への支援対策等>では、個々の被害者の保護、支援をより適切に行うための関係機関相互の連携強化や加害者更生に向けた取組の具体化について、さらに7ページに進みまして<女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり>について述べております。

7ページの「(2)女性活躍のための安全・安心面への支援」におきましては、<ひとり親家庭等への支援>として、ひとり親のためのワンストップ相談窓口の整備、<被災地への支援>といたしまして、特に現下の熊本支援に鑑み、避難所における女性や子育て世代のニーズに配慮した、男女共同参画の視点からの災害対策のより一層の推進、さらに<女性の健康支援>についても述べております。

8ページからは第3の柱でございまして「女性活躍のための基盤整備」と題して、子育て基盤の整備、女性活躍の視点に立ちました公的制度の整備について述べております。

「(1)子育て基盤の整備」におきましては、保育所に子供を預けられないとの切実な国民の声に応えるための施策の推進を積極的に図るべきとの観点から、幼児教育・保育の「量的拡充」と「質の向上」の両面からの着実な施策の推進、待機児童の解消に向けた安

定財源を確保しながらの保育士の処遇改善を含めた総合的な対策などについて述べております。

「（２）女性活躍の視点に立った制度等の整備」におきましては、＜税制・社会保障制度の見直し＞について、就業調整につながる可能性のある税制・社会保障制度について、働きたい人が働きやすい、中立的なものとなりますよう、配偶者控除の見直しや、被用者保険の適用拡大の加速化について述べております。

最後になりますが、９ページ、＜旧姓の通称としての使用の拡大＞について、マイナンバーカードへの旧姓の併記、パスポートの旧姓併記の条件緩和などについて述べております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

（２）意見交換

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

それでは、意見交換をお願いしたいと思います。大変恐縮ですけれども、お一人２分ということをお願いをしたいと思います。

家本議員からお願いをしたいと思います。

○家本議員

家本でございます。

まず、私からは通称使用に関する調査の件について一言申し上げたいと思います。資料１の最後の９ページにありました＜旧姓の通称としての使用の拡大＞及び現状の調査等について、私からも調査会で改めて申し上げたところでございます。

ただ、この通称使用を認めることについての拡大というところについては、言うなれば、民法750条の夫婦同姓にかかわる規定について、過去の平成８年の法制審議会、これも過去の男女共同参画基本計画においての方針、意見と比べて、その手前のステップにあるという理解が必要だと思っております。つまり、選択的夫婦別氏という領域に対して、その手前の通称使用というところできちんと調査をして、そのステップを経たところで国民的な議論がなされれば、民法の改正のところにつながる可能性があるのではないだろうかということが、過去の男女共同参画基本計画のところでの意見であると思っております。

一方で、資料２－２で配付されていますように、３月の女子差別撤廃委員会からの勧告では、改めて我が国に対して、民法の改正をして女性が婚姻前の姓を保持できるように、夫婦の氏を選択できるようにする法規定を盛り込むことについて触れられているところでございます。

既に昨年最高裁の判決においても、選択的夫婦別氏に関して国会でなされるべき議論であるというところでありまして、そこの部分で通称使用のところでは話がとまらないよう

に、きちんと政府としても積極的に取り組みいただきたいと思っております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

続いて、岩田議員、お願いいたします。

○岩田議員 時間がありませんので今回は辞退いたします。

○男女共同参画担当大臣 よろしいですか。恐縮でございます。

それでは、岡本議員、お願いいたします。

○岡本議員

ありがとうございます。

まず、限られた期間の中で精力的に議論していただきました専門調査会の委員の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

私は、フォローアップと監視機能について、まず発言をさせていただきたいと思いますが、昨年度は重点方針に基づく予算状況について、各省庁からヒアリングを行ったと記憶をしています。今年度もこうしたフォローアップを行っていただくことをまずお願いしたいと思います。

また、単年度の予算への反映状況のモニタリングだけでなく、毎年の予算編成の状況の推移や政策効果について、長期的なスパンでこの方針の影響を評価することがこの4次計画の推進には重要であると思います。

こうしたことを考えますと、監視専門調査会を廃止いたしました。通年的に男女共同参画の予算あるいは行政の取組を見ていく機能が必要ではないかと思っております。これは前回の会議で鹿嶋委員からも御発言があったと聞いておりますけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

もう一点は、男女共同参画センターの財政支援についてです。今回の重点取組方針では、男女共同参画センターにおいて、ワンストップできめ細かに対応する支援体制を整備するために、交付金等による財政支援を書いています。大変これは評価できる取組だと思っております。男女共同参画センターは、大変財政的に厳しく、職員の確保やサービスの質の向上という面で課題を抱えていると思っておりますが、まず、財政的に支援することで、こうした課題に一定程度対応ができるものと期待をしています。ぜひ確実な対応をお願いいたします。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

続いて、柿沼議員からお願いいたします。

○柿沼議員

2分ですので、4点、簡潔にお願いいたします。

まず、2ページの〈公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速〉につきまして、この公共調達の取組推進につきましては、国とともに地方公共団体の取組が率先して行われることが、地方における企業における取組の推進に直結いたします。より積極的に取組を促す具体的な方策が必要であると考えております。

5ページの〈地域における女性活躍推進〉ですが、まず、地域における女性活躍推進におきましては、地域を支える力として元気なシニア層の活躍推進にも力を注ぐべきではないかと思えます。そして、地域の男女共同参画センターの職員、スタッフに対する研修の充実を図るために、国立女性教育会館との連携も期待されますので、文部科学省にも今後、積極的に関わっていただけたら、と考えます。

7ページの〈女性の健康支援〉ですが、医師の育成に向けていくと書いてありますが、女性の健康支援を考える際に、加えて大切なポイントは、女性医師や看護師が取得したスキルを生涯生かしていただきたい。それを続けられる取組が必要ではないかと思えます。

最後ですが、7ページの〈被災地への支援〉についてですが、5月6日に発足いたしました、くまもと復旧・復興有識者会議のメンバーに女性が一人も入っていないということは非常に残念です。けさも熊本の会長と連絡をとっておりますが、ぜひ、専門家の5人ではございますが、血の通った復興ということに際しまして、今後の展開を含めるときに、最初から女性の参画を必須とするような取組を国として進めていただきたいと思えます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

それでは、勝間議員、お願いいたします。

○勝間議員 非常に網羅的にまとめていただいております、内容的には素晴らしいと思えます。

ただ、気になりますのは、全体的に「支援」という言葉が余りにも多すぎるということです。支援ということにおいては、結局女性が何かしらの形でこれから助けをもらうという文脈になっております。そうではなくて、女性そのものが主体的にもっと参画できるような体制を整えるような制度設計が必要だと考えております。

例えば起業においては、市場にこちらもこういうようにマッチングを支援する、公共調

達を支援するといった形で、支援という言葉が並んでいますけれども、実際に必要なのは支援ではなくて、女性が起業しやすくする仕組みです。具体的には、例えば保育園に起業前からお子さんを入れて入れるようにして、実際に起業準備ができるであるとか、あるいは、女性だからという理由で融資にもし差別があるのであれば、その部分を撤廃するといった形で、魚を与えるのではなく、魚の釣り方を与えるのでもなく、漁場に参加できる権利があるということを女性全体的にもっと知らしめること。

これは例えば政治参画も同じですし、なぜ女性の政治参画が少ないかという点、非常に単純です。余りにも長時間労働過ぎて、通常の家帯を持っている人には、ほとんどの人にとっては、スーパーウーマン以外無理だからです。ですので、もし、本当に長時間労働を削減したいというのであれば、私は政治から始めるべきだと思っておりますので、その点を御考慮ください。どうかよろしく申し上げます。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

高橋議員からお願いいたします。

○高橋議員

本日、資料2として配付していただきました女子差別撤廃委員会の最終見解と日本政府の見解は、慰安婦問題につきましては大きく異なっております。前回の男女共同参画会議でも申し上げましたように、第4次男女共同参画基本計画には、女子差別撤廃条約などの国際的な議論及び政府見解などについて、情報提供に努め、特に若者を初めとする幅広い年齢層の国民に対し、これらの理解を深めるための取組を積極的に実施すると明記しております。

先週1週間渡米いたしまして、ロサンゼルスとニュージャージー州在住の日本人の会合で、この2つの見解についてお話ししましたところ、杉山外務審議官が2月のジュネーブでの同委員会、慰安婦問題について、事実を踏み込んで反論した政府見解を外務省のホームページの「歴史問題Q&A」にぜひ明記してほしいという強い要望がありました。3月に国連の女性の地位向上委員会がニューヨークで開催した、紛争時の女性の人権を巡るイベントで和解を訴えたミエコ・グリーン氏によれば、慰安婦問題で多くの子供を含む日本人いじめが激化しており、動物の死骸を置かれたり、脅迫メールが送られたりしています。慰安婦20万人、軍の強制連行、性奴隷という誤解が広がっているためであります。安倍総理は、1月の参議院予算委員会でこの3点を明確に否定されました。これらの日本政府の見解についての内外発信を強化し、女子差別撤廃委員会の最終見解と日本政府の見解が異なっている現状を踏まえて、バランスのとれた情報提供を改めて要望いたしたいと思っております。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

続いて、辻村議員、お願いいたします。

○辻村議員

辻村でございます。

2点申し上げます。第1点は、女性に対する暴力に関する専門調査会の会長として、女性に対する暴力の問題を扱わせていただきます。これは、私たちが女性の活躍や男女共同参画を語る場合の前提条件に関する問題でありまして、くれぐれも一部の弱者に対する救済という発想ではなくて、日本の人権レベルを確保するという観点からも徹底して取り組んでいかなければならないと思っております。

その意味で、資料1の6ページから7ページにかけて、広範に、多様な暴力の形態に即して施策の内容を書かせていただいておりますので、これを実現していただきたいと思いますが、本日は7ページの一番上から5行目のところに「児童の性に着目した新たな形態の営業」という非常に遠回しな表現のところを補足させていただきます。御存じの方は多いと思いますが、いわゆるJKリフレとか、JKお散歩というようなJKビジネスという女子高校生を対象とした営業でございます。これは最近、国連機関からも批判され、海外メディアでも取り上げられておりまして、いわゆる風営法の脱法行為になったり、あるいは売買春、性的搾取の温床になるという意味がございますので、これについて、警察庁を初め、積極的な対策をお願いする次第でございます。

2点目は、私の名前で出させていただきました資料3をご覧ください（[資料3](#)）。これは、毎回のように参画会議のときに新しい資料を提出させていただいておりますが、IPUという国際団体が4月1日現在のランキングで発表したものでございます。191カ国中、日本は今、157位、実際には158位ですけれども、前後がボツワナとかガンビアとかブルキナファソとか、アフリカ諸国と同じぐらいで、しかも、5ページ、6ページに、世界平均と地域平均が出ておりますが、世界平均やアジア平均などの半分しかないということは、非常にシリアスな問題だと考えております。これに対して、資料2-2の女子差別撤廃委員会の最終見解でも、各政党に自主的な取組をお願いするというだけでは効果が薄いと指摘されています。効果の弱い取組だけでは足りないのではないかとということで、遅ればせながら、より積極的な措置をとる必要が高まっています。法的なクォータといっても、必ずしも政党の自律性を害するような強制型だけではなく、さまざまな類型がありますので、自主的な取組をお願いするという段階からは少し進めていただかないと、日本の状態はだんだん悪くなるばかりです。昨年12月に私が報告しましたよりまた4ランク下がっていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

続いて、林議員、お願いいたします。

○林議員

林でございます。

事業主行動計画の策定に関連してですが、4月1日現在で301人以上の企業の計画届出率が71.5%ということがございますので、ぜひともこれを100%に限りなく近づけていただき、その後は、前回申し上げたように、段階的に対象企業の規模を101人以上という中小企業を対象として広げていただけるようにとお願いしたいと思っております。

3点ございまして、この行動計画の策定におきまして、女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率の4項目の把握を義務づけてはいますが、公表については事業主自身の1項目以上の自由選択となっております。4項目いずれも非常に重要でございます。働きたい、働き続けたい女性にとって大切な判断材料になりますから、ぜひとも企業の取組に正のスパイラルを生み出すためにも、全ての項目の公表を義務づけていただきたいと思います。

先ほどお話が出ましたけれども、このたびの熊本地震に際して、指定市市長会は広域的な支援をさせていただいており、現場に行った職員からの報告では、やはり東日本大震災の大変厳しい経験を経ても、避難所には間仕切りがなく、授乳や着替えが厳しいと、女性への配慮が一層必要な状況であるということでもございました。避難所の運営など、災害対策において男女共同参画の視点と女性への配慮が必要という文面がございますけれども、ここは本当に自治体としては重要でございます。

最後に、待機児童対策と子育て支援の充実にも触れていただいております。横浜市の例でございますが、ことし4月の保育所等利用申請者数は実に過去最大6万2,000人で、働き手がふえることは大変いいことなのですが、最終的に待機児童が7人になりました。あらゆる手を尽くしておりますけれども、需要はさらに喚起されていくと思っております。今後もぜひ待機児童ゼロに向けて全力で取り組んでいきますので、国において安定的財源の確保の支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

大塚議員、よろしいですか。

○大塚議員

時間もないので、簡単に2点だけ申し上げたいと思っております。

1つは、このような計画は、策定するだけに終わらせず、そのフォローアップをしっかりとやるべきである。いわゆるPDCAサイクルを回すことが非常に大事なことになるので、ぜひお願いしたい。

もう一つは、この中でも難しいのは、特に男性の働き方の問題である。働き方の問題は、責任箇所を決めてしっかりと進めないとなかなか進まない。どうやって関係箇所を巻き込んで、集中的に施策を実行して、実現に向けていくかということが、非常に大事なポイントになるのではないかと思います。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

まだまだ御意見いろいろあるかと思いますが、御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、閣僚のほうからの御発言、高市大臣、お願いいたします。

○総務大臣

ありがとうございます。

総務省では、まずは女性活躍推進の観点から、旧姓を通称として使用しやすくする環境を整備することが重要だと考えまして、住民の居住関係を公証する住民基本台帳及びこれに連動するマイナンバーカードに、御本人からの届け出により旧姓を併記する制度を構築すべく検討を進め、事務的な整理を終えたところでございます。今後、関係政令の改正、システム改修のための予算要求など、具体的に必要な準備を進めてまいります。各府省におかれましても、ぜひ積極的な検討と取組をお願いいたします。

このほか、テレワークの普及を強力に進めている最中でありまして、男女問わず成功例が増えてきております。また、消防吏員、消防団における女性活躍推進にも力を入れておりまして、熊本地震の被災地でも本当に女性の被災者に寄り添った形での御対応をいただいております。行政相談委員の女性の皆様においても同様でございます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

ほかの大臣、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、(案)のとおり、重点取組事項を決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

それでは、そのように決定させていただきました。

(3) その他

○男女共同参画担当大臣 資料2

次に、今年の3月に国連の女子差別撤廃委員会から示された我が国の女子差別撤廃条約の実施状況に関する最終見解について、資料を配付させていただいております。この最終見解の対応方針については、今後、重点方針専門調査会で調査検討を進めることとなっております。なお、最終見解には慰安婦問題についての言及がございますが、政府としては、これは女子差別撤廃条約の対象外であるという立場でございます。また、男女共同参画社会の形成にかかわる事項としても位置づけておりませんので、重点方針専門調査会で検討いただく対象とは取り上げておりません。

先ほど、高橋議員から御指摘がありました、外務省から何かございますか。

○山田外務大臣政務官

お答え申し上げます。

慰安婦問題について、杉山外審の発言を外務省ウェブサイト「歴史問題Q&A」に載せるべきではないかという御指摘でございますけれども、今、外務省ウェブサイト「歴史問題Q&A」につきましても、昨年の9月に戦後70年に当たっての内閣総理大臣談話の内容を踏まえたものとすべく整理し直して改訂を行ったところでございます。「歴史問題Q&A」の慰安婦問題に関する記述についても昨年末の日韓合意も踏まえて適切に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

そのようなことが対応でしょうけれども、とりあえず持って帰っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここでプレスが入ります。

(プレス入室)

○男女共同参画担当大臣

それでは、最後に議長であります菅官房長官から御発言をお願いしたいと思います。

○内閣官房長官

今月下旬に、すべての女性が輝く社会づくり本部で取りまとめる「女性活躍加速のための重点方針2016」に盛り込む施策について、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を委員の皆様のお力添えをいただいて決定することができました。

政府としては、独立行政法人、地方公共団体、民間企業が行う調達においても、ワーク・ライフ・バランスなどを推進する企業が評価されるような取組の推進、また、児童の性に着目した新たな形態の営業など若年層を対象とした暴力への対応、待機児童の解消に向けた保育士の確保のための処遇改善を含めた総合的な対策、マイナンバーカードへの旧姓の併記など旧姓を通称として使いやすくする取組、こうしたことについて、積極的に具体化に努めていきます。

また、先ほどもお話がありました熊本地震において、現在、復旧・復興に政府は全力で取り組んでおりますけれども、本日決定しました意見を直ちに取り上げまして、女性や子育て世代のニーズに対応した対応策をしっかりと実行に移してまいります。

重点方針専門委員の皆様におかれましては、今日まで積極的な議論を行っていただき、取りまとめていただきましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。しっかり取り組んでまいります。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

それでは、プレスの方は御退室をお願い申し上げます。

(プレス退室)

3. 閉会

○男女共同参画担当大臣

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきたいと思いますが、引き続きよろしくお願いたします。ありがとうございました。

以上